



第73回

定時株主総会 招集ご通知



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/1926/>



日時 2020年6月25日(木曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館)
3階 富士(西)の間

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様には、事前に議決権を行使いただき、定時株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

証券コード 1926
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番35号

ライト工業株式会社

代表取締役社長 鈴木和夫

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご確認くださいませようご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、定時株主総会当日はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着**するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、**2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに議案に対する賛否をご入力**ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2020年6月25日 (木曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)
2	場所	東京都千代田区九段北四丁目2番25号 アルカディア市ヶ谷(私学会館) 3階 富士(西)の間
3	目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第73期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第73期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件 <hr/> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役7名選任の件</p>

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.raito.co.jp>) に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.raito.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

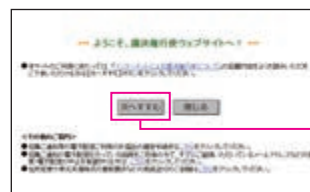
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

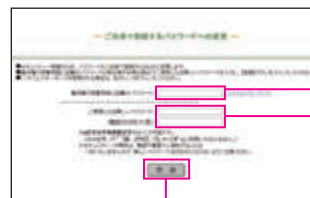


「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第73期の期末配当につきましては、安定的な配当の維持を基本に業績と経営環境を勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金41円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,130,485,419円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日（金）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役鈴木和夫、宝輪洋一、村井祐介、山本明伸、白井真の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 すずき かずお 鈴木 和夫	代表取締役社長
2	再任 ほうわ よういち 宝輪 洋一	専務取締役安全品質環境本部長
3	再任 むらい ゆうすけ 村井 祐介	常務取締役関東支社長
4	再任 やまもと あきのぶ 山本 明伸	取締役建築事業本部長
5	新任 かわもと おさむ 川本 治	常務執行役員施工技術本部副本部長
6	再任 しら い まこと 白井 真	社外 独立 社外取締役
7	新任 こくしょう たかじ 國生 剛治	社外 独立 —

候補者番号 1

すず き かず お
鈴木 和夫

(1953年2月28日生)

再任



在任年数 (本株主総会最終時)
12年

取締役会への出席状況
11回/11回 (100%)

所有する当社株式数
19,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2002年10月 当社技術本部SI事業推進部長
2007年 4月 当社執行役員技術本部技術部長
2007年12月 当社執行役員建設事業部長
2008年 6月 当社取締役建設事業部長
2009年 4月 当社取締役建設事業本部長
2011年 6月 当社常務取締役建設事業本部長
2013年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

鈴木和夫氏は、代表取締役就任後、当社最高経営責任者として高いリーダーシップと卓越した経営手腕により企業価値向上に貢献しています。当社中期経営計画基本方針である「持続的成長に向けた企業力の向上」を担うに相応しい経験と資質は、当社グループ経営において必要不可欠である事から引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 **2**



在任年数（本株主総会最終時）
10年

取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

所有する当社株式数
10,700株

ほう わ よう いち
宝 輪 洋 一

（1956年1月13日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年 4月 当社入社
- 2004年 4月 当社札幌支店営業部長
- 2008年 4月 当社執行役員海外事業部付部長
- 2008年 6月 当社執行役員海外事業担当
- 2009年 4月 当社執行役員海外事業本部長
- 2010年 6月 当社取締役海外事業本部長
- 2016年 4月 当社取締役技術営業本部長
- 2016年 6月 当社常務取締役技術営業本部長
- 2018年 4月 当社常務取締役安全品質環境本部長
- 2019年 6月 当社専務取締役安全品質環境本部長（現任）

取締役候補者とした理由

宝輪洋一氏は、これまで様々な要職を歴任し取締役として、当社事業拡大に大きく寄与してまいりました。現任の安全、品質、環境部門でもグローバルな知識と国内外の豊富な経験を基に、取締役としての職責を十分に果たしています。築き上げた信頼と実績は、今後の企業価値の向上に資するものであり、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 **3**

むら い ゆう すけ
村井 祐介

(1963年8月3日生)

再任



在任年数 (本株主総会最終時)
4年

取締役会への出席状況
11回/11回 (100%)

所有する当社株式数
9,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2005年 4月 当社大阪支店都市土木部長
- 2009年 4月 当社西日本支社施工技術部長
- 2010年 4月 当社関東支社施工技術部長
- 2011年 4月 当社執行役員中部統括支店長
- 2013年 4月 当社執行役員西日本支社長
- 2014年 4月 当社常務執行役員西日本支社長
- 2016年 6月 当社取締役西日本支社長
- 2018年 4月 当社取締役関東支社長
- 2019年 6月 当社常務取締役関東支社長 (現任)

取締役候補者とした理由

村井祐介氏は、施工技術部門で築き上げた高い顧客満足と信頼を基に企業価値向上に貢献してまいりました。関東支社長としても機構改革に取り組み、業務改善、効率的経営を推進するなど、取締役としての職責を果たしており、当社の持続的成長に資するものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 4



在任年数 (本株主総会最終時)
2年

取締役会への出席状況
11回/11回 (100%)

所有する当社株式数
3,600株

やまもと あきのぶ
山本 明伸

(1960年9月23日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年 5月 日宝工業株式会社建設本部副本部長
2009年10月 当社入社
2010年 4月 当社建設事業本部建築事業部建築営業部長
2013年 6月 当社建築事業本部副本部長
2015年 4月 当社執行役員建築事業本部長
2016年 4月 当社常務執行役員建築事業本部長
2018年 6月 当社取締役建築事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

山本明伸氏は、建築分野における高い知識と豊富な経験をもとに、建築事業本部長として、高いリーダーシップを発揮し業績の安定と企業価値向上に多大な貢献をしております。良質な成果品を提供することで得る顧客の厚い信頼のもと、安定した業績を継続してきた実績と高い経営管理能力に加え建築市場に精通した知識は、当社の持続的成長に資するものであることから引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 5

かわもと おさむ
川本 治

(1965年4月5日生)

新任



在任年数 (本株主総会終結時)

一年

取締役会への出席状況

一回/一回 (100%)

所有する当社株式数

3,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2004年 4月 当社中国支店山口営業所長
- 2011年 4月 当社西日本支社技術営業部中国支店長
- 2014年 4月 当社西日本支社副支社長 兼 中国支店長
- 2015年 4月 当社技術営業本部副本部長
- 2016年 4月 当社執行役員九州統括支店長
- 2018年 4月 当社常務執行役員九州統括支店長
- 2020年 4月 当社常務執行役員施工技術本部副本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

川本治氏は、1986年入社以来、施工、営業の各部門において幅広い業務経歴を有し、それぞれの部門で上げた実績は高く評価されています。また熊本地震が発生した2016年には九州統括支店に着任したばかりにも関わらず、高いリーダーシップで災害復旧工事に取り組み、社会基盤の整備と復興に貢献しました。同時に支店業績を向上させた実績と高い経営管理能力は今後の企業価値向上に資するものであることから選任をお願いするものです。

候補者番号 **6**



在任年数 (本株主総会最終時)
4年

取締役会への出席状況
11回/11回 (100%)

所有する当社株式数
一株

しら い まこと
白井 真

(1976年9月22日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年10月 弁護士登録
- 2008年 4月 財務省関東財務局証券取引等監視官部門証券検査官
- 2010年 4月 金融庁証券取引等監視委員会事務局証券検査課専門検査官
- 2012年 7月 弁護士再登録
- 2012年 7月 光和総合法律事務所パートナー (現任)
- 2016年 6月 当社社外取締役 (現任)

●重要な兼職の状況

- 株式会社マネースクエアHD 社外取締役
- 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

白井真氏は、独立社外取締役であり、報酬委員会委員、指名委員会委員として取締役会及び各委員会において、内部的な存在に転ずることなく経営陣から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督機能を十分に発揮しております。財務省及び金融庁在籍経験と弁護士としての高い知見、また、会社法や金融商品取引等に関する法知識客観的な視点により有益な助言を積極的に行っています。

同氏は当社の持続的成長と企業価値の向上に寄与できる資質を十分備えた人物であり、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものです。

なお、同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めている独立性基準を満たしております。

候補者番号 7



在任年数 (本株主総会最終時)
一年

取締役会への出席状況
一回/一回 (100%)

所有する当社株式数
一株

こくしょう
國生

たかじ
剛治

(1944年10月8日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1969年 4月 財団法人電力中央研究所 入所
- 1982年 4月 東京大学大学院工学系研究科より工学博士の学位授与
- 1985年 4月 東京大学工学部土木工学科非常勤講師
- 1996年 3月 西日本技術開発株式会社 技術顧問 (現任)
- 1996年 4月 中央大学理工学部土木工学科教授
- 2015年 4月 中央大学名誉教授 (現任)

●重要な兼職の状況

西日本技術開発株式会社 技術顧問

社外取締役候補者とした理由

國生剛治氏は、長年にわたり民間研究機関や大学教授を務め、その経歴を通じて培った豊富な専門知識と深い知見を有しており、独立した客観的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督を行うとともに、同氏の専門的知識や知見を当社の経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の一層の向上に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

また、同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めている独立性基準を満たしております。

- (注) 1.取締役候補者白井真氏及び國生剛治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.取締役候補者白井真氏及び國生剛治氏は社外取締役候補者であります。
3.社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、白井真氏が再任された場合当該契約を継続する予定であります。また、國生剛治氏が選任された場合、当該契約を新たに締結する予定であります（契約内容の概要は事業報告28頁に記載の通りです。）。
4.社外取締役候補者白井真氏及び國生剛治氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。

以上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得情勢環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続していましたが、米中間での貿易摩擦の長期化や消費税増税後の個人消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う実体経済への影響懸念により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、政府建設投資は引き続き高水準で推移し、民間建設投資は国内設備投資が増加傾向で推移するなど、良好な受注環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の売上高は当社グループ全体において主力の斜面・法面対策工事の施工が高水準で推移したことにより、1,062億1千万円(前期比3.3%増)となりました。

利益面では、建築工事は採算性が低下した一方で、土木工事の売上高が増加したことに加え、採算性も向上したことにより、売上総利益は201億4千万円(前期比3.7%増)となりました。

営業利益につきましては、販売費及び一般管理費が増加しましたが、売上総利益の増加が上回ったことにより、98億7千4百万円(前期比1.8%増)となりました。

また、経常利益につきましては、為替差損や持分法による投資損失の計上による営業外費用の増加により、95億8千2百万円(前期比5.4%減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、70億6千6百万円(前期比8.5%増)となりました。

なお、企業集団及び当社の当期における受注高・売上高・手持工事高は、下記の通りであります。

企業集団の受注高・売上高・手持工事高

建設部門

(カッコ内は当社)

受注高

101,842百万円
(85,692百万円)

売上高

105,621百万円
(89,966百万円)

手持工事高

58,866百万円
(42,087百万円)

建設部門における受注高・売上高・手持工事高の工事種目別内訳は次頁の通りであります。

商品・資材販売部門

受注高

一百万円
(一百万円)

売上高

588百万円
(一百万円)

手持工事高

一百万円
(一百万円)

建設部門以外では受注生産は行っておりません。

合計

受注高

101,842百万円
(85,692百万円)

売上高

106,210百万円
(89,966百万円)

手持工事高

58,866百万円
(42,087百万円)

工事種目別内訳

(カッコ内は当社)

斜面・法面対策工事



受注高

39,624百万円
(35,082百万円)

売上高

40,772百万円
(36,133百万円)

手持工事高

16,301百万円
(14,010百万円)

近年頻発化している台風や豪雨などの自然災害による復旧関連工事が増加したことにより、396億2千4百万円(前期比4.8%増)となりました。

基礎・地盤改良工事



受注高

36,614百万円
(32,474百万円)

売上高

34,184百万円
(31,549百万円)

手持工事高

19,418百万円
(15,067百万円)

米国連結子会社の地盤改良工事は増加したものの、当社において空港及び港湾分野の液状化対策工事が減少したことにより、366億1千4百万円(前期比2.5%減)となりました。

補修・補強工事



受注高

3,819百万円
(3,709百万円)

売上高

3,665百万円
(3,554百万円)

手持工事高

1,357百万円
(1,346百万円)

NEXCO発注の大型橋梁補修工事を受注したことにより、38億1千9百万円(前期比16.5%増)となりました。

環境修復工事



受注高

1,384百万円
(1,384百万円)

売上高

3,194百万円
(3,194百万円)

手持工事高

559百万円
(559百万円)

民間発注の大型土壌汚染対策工事が減少したことにより、13億8千4百万円(前期比38.0%減)となりました。

建築工事



受注高

14,399百万円
(11,814百万円)

売上高

15,021百万円
(13,183百万円)

手持工事高

12,549百万円
(10,928百万円)

首都圏におけるマンション建築工事の受注が減少したことにより、143億9千9百万円(前期比3.1%減)となりました。

一般土木・その他工事



受注高

6,000百万円
(1,226百万円)

売上高

8,782百万円
(2,351百万円)

手持工事高

8,680百万円
(174百万円)

東北地方の連結子会社において東日本大震災の復興工事が減少したことにより、60億円(前期比34.5%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の主なものは、工事中機械の購入であります。

(3) 資金調達の状況

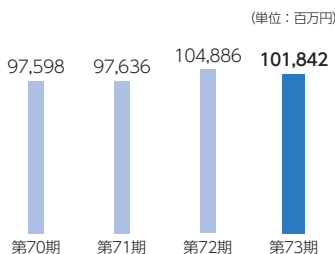
当連結会計年度におきましては、社債、新株発行等による資金調達は行っておりません。また、運転資金の効率的な調達を行うため、銀行5行と総額102億4千9百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

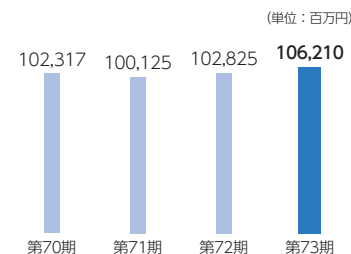
(単位：百万円)

区 分	第70期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第71期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第72期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第73期(当期) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
受 注 高	97,598	97,636	104,886	101,842
売 上 高	102,317	100,125	102,825	106,210
経 常 利 益	9,922	9,209	10,124	9,582
親会社株主に帰属する当期純利益	6,801	6,546	6,512	7,066
1株当たり当期純利益	129円16銭	124円43銭	124円35銭	136円21銭
総 資 産	89,090	93,765	96,745	101,101
純 資 産	53,194	58,785	62,747	68,215
1株当たり純資産	1,010円18銭	1,118円11銭	1,209円47銭	1,312円74銭

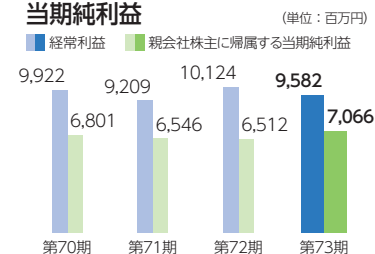
受注高



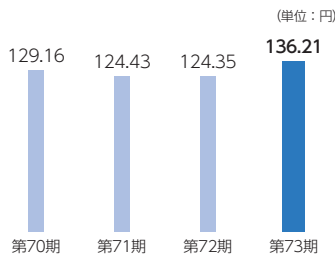
売上高



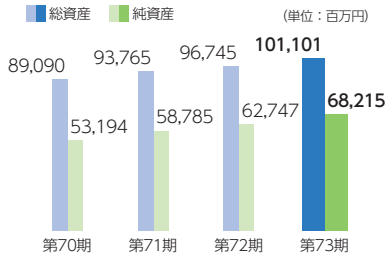
経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



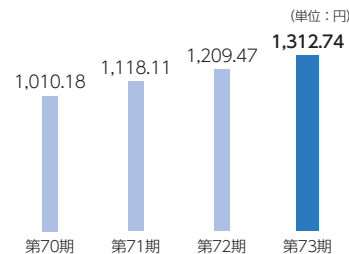
1株当たり当期純利益



総資産・純資産



1株当たり純資産



(注) 1株当たり当期純利益の算定については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

2020年度の建設業界は、新型コロナウイルスの感染拡大が経済・社会活動に大きな影響を及ぼしており、先行きは不透明な状況であります。

同感染症が当社グループの業績に与える影響といたしましては、公共事業は工事の中断や着工の遅れのリスクはありますが、その影響は限定的であると予想をしております。一方で、民間工事につきましても、公共事業と同様に工事の中断や着工の遅れが出るリスクに加えて発注の遅れや発注自体が消滅するリスクもあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

先行き不透明な状況ではありますが、事業を取り巻く環境の変化に対応するため、「中期経営計画 RAITO 2021」の基本方針に掲げる「持続的成長に向けた企業力の向上」のもと、以下の課題に取り組んでまいります。

① 安全衛生管理と品質管理の徹底

「人命尊重・安全第一」の基本理念のもと、労働安全衛生に関する法令や通達の遵守及び徹底した品質管理を行うとともに、働き方改革の推進によりワークライフバランスの充実を図ることで、全ての人から信頼される企業を目指すことに努めてまいります。

② 専業土木分野における総合力の強化

働き方改革を可能とする施工効率の向上を目指し、積極的なハード・ソフトウェアへの投資により生産性向上を可能とするとともに、グループの個性を活かした地域に根ざす営業をベースに安定収益の確保に努めてまいります。

③ 建築事業分野での成長

営業エリアの拡大により事業量を確保し、非住宅部門やリニューアル事業の強化とともに、公共工事への参入や事業パートナーとの提携などの新たな体制構築を図ることで一層の成長に努めてまいります。

④ 海外事業分野での成長

ローカルパートナーとのアライアンスの強化に加え、各拠点における更なる現地化を推進するとともに、情報収集の強化によるグローバルなプロジェクト案件への対応を強化することで一層の成長に努めてまいります。

⑤ 技術開発力の強化

ICT法面、ICT地盤改良のトップランナーを目指した技術の開発及び技術者・技能者の減少に対応するための省人化技術の開発を行うとともに、外部連携を含めた体制強化によるスピード感を持った開発の推進に努めてまいります。

⑥ 経営・財務基盤の強化

強固な財務基盤を確立することにより投資余力を創造し、新たな成長を実現するための将来への投資と人的資源の確保をするとともに、経営効率向上のためのICT利用の高度化を行い経営・財務基盤の一層の強化に努めてまいります。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主な事業内容
RAITO, INC.	百万米ドル 31	% 100	地盤改良工事を主体とした建設工事業
(株) 小野良組	百万円 100	% 100	総合建設業
(株) アウラ・シーイー	百万円 100	% 100	建設資材販売、車両・建設機械・事務用機器のリース業、 建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) みちのくリアライズ	百万円 125	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) 東北リアライズ	百万円 175	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) 福島リアライズ	百万円 100	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) 新潟リアライズ	百万円 100	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) 東海リアライズ	百万円 125	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
サンヨー緑化産業(株)	百万円 50	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) 山口リアライズ	百万円 100	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) 九州リアライズ	百万円 75	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株) やさしい手らいと	百万円 70	% 100	介護サービス業

② 技術提携の状況

技術提携の主な相手先は、フランス共和国のソレタンシュバッシー社であり、地盤改良工事及び環境保全工事等に関する技術提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社14社、関連会社3社、非連結子会社4社で構成され、建設事業及びその他（車両・建設機械・事務用機器のリース、建設資材の販売、損害・生命保険代理店、福利厚生施設の管理、介護サービス等）の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区
北 海 道 統 括 支 店	北 海 道 札 幌 市
東 北 統 括 支 店	宮 城 県 仙 台 市
関 東 支 社	東 京 都 墨 田 区
関 東 防 災 統 括 支 店	東 京 都 立 川 市
関 越 統 括 支 店	新 潟 県 新 潟 市
中 部 統 括 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
西 日 本 支 社	大 阪 府 吹 田 市
中 国 統 括 支 店	広 島 県 広 島 市
九 州 統 括 支 店	福 岡 県 福 岡 市
R & D セ ン タ ー	茨 城 県 つ く ば 市

② 重要な子会社

名 称	所 在 地
R A I T O , I N C .	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
(株) 小 野 良 組	宮 城 県 気 仙 沼 市
(株) アウラ・シーイー	神 奈 川 県 横 浜 市
(株) みちのくリアライズ	岩 手 県 盛 岡 市
(株) 東北リアライズ	宮 城 県 仙 台 市
(株) 福島リアライズ	福 島 県 郡 山 市
(株) 新潟リアライズ	新 潟 県 長 岡 市
(株) 東海リアライズ	愛 知 県 瀬 戸 市
サンヨー緑化産業(株)	広 島 県 広 島 市
(株) 山口リアライズ	山 口 県 山 口 市
(株) 九州リアライズ	福 岡 県 福 岡 市
(株) やさしい手らいと	神 奈 川 県 横 浜 市

(2020年3月31日現在)

北海道エリア

北海道統括支店

東北エリア

東北統括支店

(株)みちのくリアライズ

(株)東北リアライズ

(株)小野良組

(株)福島リアライズ

北関東・信越エリア

関東統括支店

(株)新潟リアライズ

関東エリア

本社

関東支社

関東防災統括支店

(株)アウラ・シーイー

(株)やさしい手らいと

東海・北陸エリア

中部統括支店

(株)東海リアライズ

西日本エリア

西日本支社

中国統括支店

サンヨー緑化産業(株)

(株)山口リアライズ

九州エリア

九州統括支店

(株)九州リアライズ



凡例

◎ 本社

■ 支社

● 統括支店

▲ 連結子会社

海外拠点

海外営業所

香港営業所

シンガポール営業所

現地法人

RAITO, INC. (米国)

Raito Engineering &
Construction Limited (香港)

RAITO FECON

INNOVATIVE GEOTECHNICAL
ENGINEERING JSC (ベトナム)

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
計	1,192名	70名 (増)

(ご参考) 当社の従業員の状況

性別	従 業 員 数			前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	技術	事務	計			
男子	724名	124名	848名	27 (増)名	44.1歳	17.0年
女子	13	53	66	7 (増)	41.0	15.2
計又は平均	737	177	914	34 (増)	43.9	16.9

(注) 従業員数は、他社への出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当する事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 198,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 51,963,059株
 (自己株式 5,841,391株を除く)
 (3) 株主数 9,449名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,343	12.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,566	10.71
太陽生命保険株式会社	2,734	5.26
株式会社三井住友銀行	2,595	4.99
日本生命保険相互会社	2,039	3.92
株式会社北陸銀行	1,601	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,152	2.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 2 5	992	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385151	756	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	736	1.41

- (注) 1. 当社は自己株式5,841千株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) が保有する当社株式82千株 (取締役に対する業績連動型株式報酬信託分) は含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

業績連動型株式報酬制度に係る信託による当社株式の取得について

2017年6月29日開催の第70回定時株主総会において決議し導入した、業績連動型株式報酬制度に基づき、当社が金銭を抛出し設定した株式交付信託の仕組みにより取得した当社株式は、2020年3月31日現在において82,900株です。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木和夫	
専務取締役	船山重明	経営管理本部長
専務取締役	藤澤伸行	開発本部長
専務取締役	宝輪洋一	安全品質環境本部長
専務取締役	阿久津和浩	施工技術本部長
常務取締役	西 誠	経営企画本部長
常務取締役	村井祐介	関東支社長
常務取締役	川村公平	技術営業本部長
取締役	山本明伸	建築事業本部長
取締役	柴田忠	税理士
取締役	白井真	弁護士 株式会社マネースクエアHD社外取締役 株式会社ビットポイントジャパン社外監査役
監査役（常勤）	木下博之	
監査役	宮城信二	
監査役	前波吉伸	大星ビル管理株式会社代表取締役副社長
監査役	丸野登紀子	弁護士 株式会社地域新聞社社外監査役 株式会社ニチリョク社外監査役

(注) 1. 取締役柴田忠、白井真の両氏は社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 監査役木下博之氏は、長年にわたる経理部門での経験を有し、2008年から2013年までの間、当社財務経理部長の職に就くなど、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
3. 監査役宮城信二氏、前波吉伸氏及び丸野登紀子氏は社外監査役であります。なお、各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬の状況

① 取締役及び監査役の報酬等の額

			支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取	締	役	11	296,214
監	査	役	4	34,500
合		計	15	330,714

- (注) 1. 上記のうち社外役員に対する報酬等の総額は5名26,550千円であります。
 2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）として27,380千円支給しております。
 3. 社外役員は、取締役2名、監査役3名であります。
 4. 上記の報酬等の額のうち、取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額には2017年6月29日開催の第70回定時株主総会決議に基づき支給される株式報酬の費用計上額が24,984千円含まれています。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は業績連動の要素を取り入れつつ、報酬決定のプロセスに公正性と透明性を確保することを基本方針としており、この方針に基づき、独立社外取締役を委員長とした報酬委員会にて、会社の業績、担当職務の重要性などを総合的に判断して決定しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役・使用人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役前波吉伸氏は大星ビル管理株式会社の代表取締役副社長を兼務しております。また、当社と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役白井真氏は株式会社マネースクエアHDの社外取締役及び株式会社ビットポイントジャパンの社外監査役を兼務しております。また、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役丸野登紀子氏は株式会社地域新聞社及び株式会社ニチリョクの社外監査役を兼務しております。各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 事業年度中の取締役会等での活動状況

	取締役会 (全11回)		監査役会 (全11回)	
	出席回数 (出席率)		出席回数 (出席率)	
社外取締役 柴田 忠	11回 (100%)		-	
社外取締役 白井 真	11回 (100%)		-	
社外監査役 宮城 信二	11回 (100%)		11回 (100%)	
社外監査役 前波 吉伸	10回 (90.9%)		11回 (100%)	
社外監査役 丸野 登紀子	8回 (100%)		7回 (100%)	

各社外役員は取締役会に出席し、利害関係のない公正な立場から経営全般について意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当・公平性を確保するための提言等を積極的に行っております。

また各社外監査役は監査役会に出席し、これまでに他業界で培われた幅広い知識・経験に加え当社での現地往査等を通して得られた情報をもとに監査役会の意思決定の妥当・公平性を確保するための発言を積極的に行っております。

(注) 社外監査役丸野登紀子氏は、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は8回、監査役会の開催回数は7回であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間に当社定款及び会社法第427条の規定による同法第423条の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金4百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

⑤ 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受領した報酬等の総額

該当する事項はありません。

5 会計監査人の状況

会計監査人の名称	当事業年度に係る監査報酬等の額	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
EY新日本有限責任監査法人	50百万円	54百万円

- (注) 1. 上記会計監査人の当事業年度に係る報酬額等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

非監査業務の内容

当社はEY新日本有限責任監査法人に対して、海外事業に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

6 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本に、業績と経営環境を勘案して決定する方針としております。

当期の配当につきましては、今期の業績及び財政状態等を総合的に勘案し、1株当たり41円を予定しております。

次期の配当につきましては、基本方針を踏まえつつ、1株当たり40円の配当を予定しております。

7 会社の体制及び方針

○業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正性を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は、以下の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり、遵守すべき基本的事項として、「コンプライアンス基本方針」及び「ライト工業グループ行動規範」を定め、取締役自ら率先垂範し全職員への周知徹底を図る。
- (2) 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」により、遵守状況の監視を行うとともに、関連規程の見直し、定期的な研修を行う。
- (3) 内部通報を担当する部署を定め、法令、諸規程等に違反する行為を早期に把握するとともに、内部通報制度の構築・充実を図る。
- (4) 業務プロセスにおいて是正すべき事項が生じたときは、改善すべき事項の検討及び改善案の実施により、内部統制システムの有効性を確保する。
- (5) 市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し不当要求に応じない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則並びに文書規程に基づき、法令で作成・保管が義務付けられている文書、経営の重要な意思決定に関する情報等を常時閲覧が可能な状態で保管・管理するとともに、情報の種類別に相当期間保存する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理規程」に則り、経営に重大な影響を与えるリスクの予防措置を行う。また、発生した場合は、社長、担当取締役もしくは担当執行役員を本部長とする対策本部を速やかに設置し、損失を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。
- (2) 「危機管理委員会」は、危機管理マニュアルに定めるリスクの分類・把握を行うとともに定期的に規程の改訂、研修・訓練等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の決定に基づく「社則」に則り、各部署の職務分掌を明確にし、職務権限、稟議規程等により、役割、責任、執行手順の詳細を定める。
- (2) 取締役会を原則として月1回開催するとともに、本部長会議を毎週開催し、経営のスピード化を図る。
- (3) 社外役員と社長等経営幹部の懇談会を取締役会開催日に行い、コミュニケーションの向上と監視・監督機能の強化を図る。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは「コンプライアンス基本方針」、「ライト工業グループ行動規範」の規定により、グループにおける業務の適正を確保する。
- (2) 各子会社は当社の担当部署が統括し、当該部署の担当取締役もしくは担当執行役員は定期的に業務執行状況を取締役会に報告する。
- (3) 各子会社の責任者は、会社ごとに定められた決裁・報告の定めを遵守し、業務執行を行う。
- (4) 当社グループは、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
 - (1) 監査役の職務を補助する使用人として、「監査役会事務局」を置く。
 - (2) 当該使用人による監査役の職務の補助に関しては、取締役の指揮命令は及ばないこととし、人事異動、人事考課等については監査役と協議の上決定する。
7. **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為、重要な法令・定款に違反する行為を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 監査役は、取締役会及び重要会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧などにより業務執行状況を把握し、監査役が必要と判断したときは、取締役及び使用人にいつでも説明・報告を求めることができる。
 - (3) 監査役は、必要に応じて、各子会社の重要な会議に出席するほか、各子会社の監査役と定期的に意見を交換するとともに、各子会社の役職員あるいは当社の関係役職員から意見を聴取し、各子会社の業務執行の状況を把握する。
 - (4) 当社グループは、本項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。
8. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、重要な課題や経営情報などを共有する機会を持ち意見交換を行う。
 - (2) 監査役は会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報交換を行う。
 - (3) 監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとする。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 社内研修や会議体を通じて「コンプライアンス基本方針」、「ライト工業グループ行動規範」を全役職員に配布し、教育を実施しました。
 - (2) 内部通報制度の体制強化のため、法務部門および監査役に設置した窓口に加え、経営陣から高い独立性を持つ顧問弁護士2名を担当とした外部窓口を設置し、通報窓口の拡充と実効性の強化を図りました。
 - (3) 当社及び子会社の全役職員に対し、定期的にe-ラーニングによるコンプライアンス教育を定期的を実施しました。
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に管理しております。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理マニュアル」に定めるリスクの分類・把握を行うとともに、それぞれのリスクについて検証し適宜、マニュアルの改訂を行っております。

また、当社経営幹部及び子会社の経営者に対して、外部講師による各種ハラスメントについての講習会を開催し、リスクの予防措置を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 社外役員と社長等経営幹部との懇談会や本部長会議など定められた会議は適正に実施するとともに適宜、社外役員との意見交換を実施しコミュニケーションの向上に努めました。
- (2) 社外役員に対し、個別に取締役会付議事項の事前説明を必要に応じ実施しました。
- (3) グループ会社監査役ミーティングを開催し、グループ内の情報共有を図りました。
- (4) 社外役員に対し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を支援するため、適宜必要な情報を入手できる環境を整えました。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営陣幹部を対象にコンプライアンス教育と財務・会計に係る教育を実施しました。

また、当社及び子会社の役職員のレベルアップ及び社内情報の周知徹底を目的とした、e-ラーニングシステムによる各種教育を実施しました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、業務執行から独立した「監査役会事務局」を設置し、監査役の職務を補助しております。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び重要な会議体への出席や稟議書等重要な文書の閲覧などを通じて、業務執行状況を把握し、適宜報告を求めております。また、適宜必要な情報を入手できる環境を整えました。

また、社外監査役を1名増員し、業務監査体制および会計監査体制の充実を図りました。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員から報告を受け、また出席した各会議体から得た情報を社外取締役及び社外監査役と共有するとともに、必要に応じ意見を表明しています。また、常勤監査役は意見交換会を代表取締役及び社外取締役、社外監査役と毎月実施するとともに、会計監査人及び内部監査部門と四半期ごとに意見交換を実施し、緊密な関係を保っております。

9 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特に記載すべき事項はありません。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	67,923	流 動 負 債	31,792
現 金 預 金	22,758	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	14,846
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	35,387	電 子 記 録 債 務	4,437
電 子 記 録 債 権	3,857	短 期 借 入 金	1,072
未 成 工 事 支 出 金	3,951	未 払 法 人 税 等	824
そ の 他 た な 卸 資 産	589	未 払 費 用 金	2,396
そ の 他	1,421	未 成 工 事 受 入 金	2,874
貸 倒 引 当 金	△42	工 事 損 失 引 当 金	17
固 定 資 産	33,177	完 成 工 事 補 償 引 当 金	147
有 形 固 定 資 産	20,507	そ の 他	5,176
建 物 ・ 構 築 物	4,888	固 定 負 債	1,093
機 械 装 置 ・ 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	3,495	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	786
土 地	11,356	長 期 未 払 金	157
リ ー ス 資 産	26	繰 延 税 金 負 債	2
建 設 仮 勘 定	740	リ ー ス 債 務	20
無 形 固 定 資 産	315	役 員 株 式 給 付 引 当 金	65
ソ フ ト ウ ェ ア	304	そ の 他	61
そ の 他	10	負 債 合 計	32,886
投 資 そ の 他 の 資 産	12,354	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	6,921	株 主 資 本	68,960
破 産 更 生 債 権 等	13	資 本 金	6,119
繰 延 税 金 資 産	1,384	資 本 剰 余 金	6,358
退 職 給 付 に 係 る 資 産	715	利 益 剰 余 金	59,276
投 資 用 不 動 産	436	自 己 株 式	△2,793
そ の 他	3,256	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△855
貸 倒 引 当 金	△373	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	87
資 産 合 計	101,101	土 地 再 評 価 差 額 金	△1,107
		為 替 換 算 調 整 勘 定	450
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△285
		非 支 配 株 主 持 分	109
		純 資 産 合 計	68,215
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	101,101

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	105,621
売上高	588
売上高	106,210
売上高	85,583
売上高	486
売上高	86,069
売上高	20,038
売上高	102
売上高	20,140
売上高	10,266
売上高	9,874
営業外収益	116
営業外収益	13
営業外収益	159
営業外収益	157
営業外収益	76
営業外収益	522
営業外収益	29
営業外収益	3
営業外収益	9
営業外収益	119
営業外収益	47
営業外収益	64
営業外収益	402
営業外収益	137
営業外収益	814
営業外収益	9,582
営業外収益	26
営業外収益	37
営業外収益	74
営業外収益	2
営業外収益	115
営業外収益	9,493
営業外収益	2,288
営業外収益	145
営業外収益	2,434
営業外収益	7,059
営業外収益	△7
営業外収益	7,066

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	6,119	6,358	53,009	△2,792	62,694
連結会計年度中の変動額					
連結の範囲の変動			1,174		1,174
剰余金の配当			△1,974		△1,974
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,066		7,066
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,267	△0	6,266
2020年3月31日残高	6,119	6,358	59,276	△2,793	68,960

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日残高	530	△1,107	572	58	53	－	62,747
連結会計年度中の変動額							
連結の範囲の変動							1,174
剰余金の配当							△1,974
親会社株主に帰属する当期純利益							7,066
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△442	－	△121	△344	△908	109	△799
連結会計年度中の変動額合計	△442	－	△121	△344	△908	109	5,467
2020年3月31日残高	87	△1,107	450	△285	△855	109	68,215

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	53,337	流動負債	26,757
現金預金	17,485	支払手形	1,766
受取手形	2,275	電子記録債権	4,437
電子記録債権	3,819	工事未払金	11,022
完成工事未収入金	25,016	未払法人税等	563
未成工事支出金	3,091	未成工事受入金	2,061
その他たな卸資産	237	未払費用	1,979
その他	1,453	完成工事補償引当金	141
貸倒引当金	△42	工事損失引当金	17
固定資産	31,276	リース負債	6
有形固定資産	18,696	その他	4,762
建物・構築物	4,167	固定負債	886
機械装置・運搬具	2,710	再評価に係る繰延税金負債	786
工具器具・備品	274	リース負債	19
土地	10,891	役員株式給付引当金	65
リース資産	25	その他	14
建設仮勘定	626	負債合計	27,643
無形固定資産	300	純資産の部	
ソフトウェア	300	株主資本	57,990
投資その他の資産	12,279	資本	6,119
投資有価証券	2,421	資本剰余金	6,358
関係会社株式	4,243	資本準備金	6,358
関係会社貸付金	125	利益剰余金	48,306
破産更生債権等	13	利益準備金	1,221
前払年金費用	1,189	その他利益剰余金	47,084
繰延税金資産	1,258	圧縮記帳積立金	29
その他	3,400	別途積立金	15,258
貸倒引当金	△371	繰越利益剰余金	31,797
資産合計	84,614	自己株式	△2,793
		評価・換算差額等	△1,019
		その他有価証券評価差額金	87
		土地再評価差額金	△1,107
		純資産合計	56,970
		負債及び純資産合計	84,614

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		89,966
売上原価		72,403
売上総利益		17,562
販売費及び一般管理費		8,829
営業利益		8,733
営業外収益		
受取利息配当金	151	
受取口イヤリテイ	13	
固定資産賃貸	155	
受取保険	157	
その他の営業外収益	62	539
営業外費用		
支払利息	1	
支払手数料	13	
支払保証料	44	
為替差損	116	
貸取入原価	64	
その他の営業外費用	88	328
経常利益		8,944
特別利益		
固定資産売却益	25	25
特別損失		
退職加算金	2	
固定資産売却損及び除却損	36	
和解	74	
関連会社株式評価損	2,222	2,336
税引前当期純利益		6,633
法人税・住民税及び事業税	1,847	
法人税等調整額	145	1,993
当期純利益		4,639

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
		資本準備金	利益準備金
2019年4月1日残高	6,119	6,358	1,221
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2020年3月31日残高	6,119	6,358	1,221

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金合計			
	その他利益剰余金						
	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2019年4月1日残高	30	15,258	29,130	45,640	△2,792	55,325	
事業年度中の変動額							
圧縮記帳積立金の取崩	△1		1	-		-	
剰余金の配当			△1,974	△1,974		△1,974	
当期純利益			4,639	4,639		4,639	
自己株式の取得					△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	△1	-	2,666	2,665	△0	2,665	
2020年3月31日残高	29	15,258	31,797	48,306	△2,793	57,990	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	530	△1,107	△577	54,748
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				△1,974
当期純利益				4,639
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△442	-	△442	△442
事業年度中の変動額合計	△442	-	△442	2,222
2020年3月31日残高	87	△1,107	△1,019	56,970

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

ライト工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 秀明 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ライト工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

ライト工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 勝也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 秀明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライト工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

ライト工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 木下博之[㊟]

監査役 宮城信二[㊟]

監査役 前波吉伸[㊟]

監査役 丸野登紀子[㊟]

(注) 監査役宮城信二、監査役前波吉伸及び監査役丸野登紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図



アルカディア市ヶ谷 私学会館 3階 富士(西)の間

東京都千代田区九段北四丁目2番25号



交通のご案内

- ▶ JR 総武線
中央本線(各駅停車) 市ヶ谷駅 徒歩約2分
- ▶ 東京メトロ南北線 市ヶ谷駅 地下鉄 出口1 徒歩約2分
- ▶ 東京メトロ有楽町線 市ヶ谷駅 地下鉄 A1出口 徒歩約2分
- ▶ 都営新宿線 市ヶ谷駅 地下鉄 A1出口 徒歩約2分

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

